

東法連ニュース

2020年
(令和2年)
12月号
第415号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp

税を考える週間

キッズニア東京に税務署ブース設置

子供593名が税務調査の仕事を経験
クイズラリーには子供1958名が参加



消費税軽減税率の説明を聴く子供たち



土産物店で税務調査を行う子供たち



税務広報官となって説明する子供たち

東法連では「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせ、職業体験型テーマパーク「キッズニア東京」(江東区)に「TAX WEEK K2020」と称し、「税務署」ブースを設置した。今年度は新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用で開催した。

期間中、593名の子供たちが税務調査、174名が税務広報官の仕事を経験、3274名が、新聞社な

ど「TAX WEEK」に関連したブースに参加した。また、同時に行った「税に関するクイズラリー」には、1958名が参加した。ラリー参加者には四谷法人会提供のオリジナル下敷きがプレゼントされた。

OFFICE・税務署」で税の種類

その後、施設内の土産物店に行つて税務調査を行った。調査では、税務職員の証明書を提示し、帳簿に記載されている売り上げや消費税額に間違いがないか確認した。参加した子供たちには、法人会マークの入った電卓がプレゼントされた。この様子はNHK、TBS、フジテレビのニュース番組、読売、朝日、日経、産経新聞など多くのマスコミで取り上げられた。

税務広報官の仕事は、特設スペースで、子供たちが大勢の来場者を前に、納税方法や各国の税金事情などについて発表した。聴講者には、税

の使い道について考えてもらう目的でアンケートを実施した。また、発表者と聴講者には記念品として昨年度東法連広報表彰に選ばれた世田谷法人会のイータ君ペーパークラフトを配布した。

なお、11月17日には美並義人東京国税局長が視察に訪れた。

令和3年度税制改正の提言活動を審議

東法連理事会

望む声が多いため、原則として大規模なものは除き、感染リスク防止策を講じた上で開催していくこととなった。



あいさつする
小林栄三会長

第2回東法連理事会が10月2日、明治記念館で開催された。

無理のない範囲で提言活動を行う

新型コロナウイルス

ウイルス感染症による会運営・事業への影響、令和3年度税制改正に関する提言活動等について審議し、原案どおり承認された。また、各委員会での決定事項や「税を考える週間」の協賛事業等について報告があった。

3密対策を十分に講じた上で会議は開催していく

東法連では、2月中旬以降、総会や理事会（「決議の省略」等により実施）をはじめ、多くの会議の開催を見合わせたが、緊急事態宣言解除後は、3密対策を十分に講じた上で、徐々に会議を再開している（懇親会は原則中止）。今後については対面での開催を



税制改正提言の報告を受ける理事会

理事会では、9月24日に全法連理事会で承認された、令和3年度法人会の税制改正に関する提言が報告された。

また、毎年法人会全国大会で「税制改正提言の報告」を行い、広く会員等に提言内容の周知を図っていたが、本年度は岩手大会の開催が中止となったことから、全法連では10月5日の日本経済新聞（朝刊・全国版）に提言内容の概要を盛り込んだ意見広告（全面）を掲載した。

提言の実現を目指し、全法連では、政府（財務省、国税庁、総務省、中小企業庁）及び政党（自民党・公明党等）等に対し提言活動を実施する。また、東法連及び各単体会においても、例年どおり地元選出の国会議員、都知事、都議会議長、区市町村長、同議会議長に対して提言活動を行う。なお、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、無理のない範囲で行うこととしている。

オンラインで税金クイズ大会を実施

毎年キツザニアでは「法人会税金かるた」によるかるた大会が行われていたが、今年は感染症予防のため、オンラインの税金クイズ大会を11月11日、16日の両日に開催した。

キツザニア公式サイトより申込をして、WEB会議システム「Z

OOM」を使用、期間中71名が参加した。

参加対象は3〜15歳の子どもを中心とし、家族も一緒に参加することが出来た。選択式の税金に関するクイズが出題され、税金の知識を楽しみながら学べる内容となっていた。

また、参加者には「法人会税金かるた」をプレゼントした。

業績不振で退会が1.7倍 新設法人に対するDMを継続

コロナウイルス感染症の影響をどの程度受けているかは不明だが、東法連の会員は4〜7カ月間で、2551社減少した（前年は1848社の減少）。退会理由については、休業・廃業が1012社（前年938社）とほぼ横ばいだったのに対し、業績不振は478社（前年284社）と約1.7倍増加した。

直接的な加入勧奨が行えない状況は当分続くと思われるため、東法連では、これまで実施している新設法人に対するDMによる加入勧奨を継続することとした。

東法連委員会を再編 新たに組織委員会を設置

総務組織委員会



あいさつする
松本光史委員長

東法連は第1回総務組織委員会(松本光史委員長・江東東法人会会長)を、9

月25日、全法連会館で開催した。委員会では、東法連委員会の再編、全法連「事務局強化支援のための助成金」の用途の明確化等が了承された。

東法連委員会再編については、昨年度本委員会での審議により、総務組織委員会から組織関連を独立させ、新たに組織委員会を設置する方向が出され、その後の理事会でも了承された。

以上から、会員増強関連事項を掌握する組織委員会を新設するため、委員会規定を改定することが承認された。なお、運用は令和3年度の改選からとなる。

また、今年度の連合会会費に関



委員会再編について審議する総務組織委員会

う、東法連としては単位会に対して出来るだけ支援したいと考え、全額免除することとなった。
**助成金の使い途を明確化
緊急時の単位会をサポート**

全法連「事

しては、コロナ禍による法人会運営・活動の支障が最小となるよ

務局強化支援のための助成金」の用途の明確化を求め、事務局から寄せられていることから、職員の処遇改善に使用することを強く打ち出すため、使途を
① 職員の賞与額アップ(臨時賞与含む)

東京国税局協力

決算法人説明会 動画配信

コロナにより、感染症対策のため併年通り会場での説明会実施が困難な中、令和2年の税制改正等について、東京国税局協力の元、消費税法関係等に関する動画について動画をわかりやすく解説します！

視聴期間 令和3年6月末まで
掲載場所 東法連HP内 会員専用ページをアップ！
※会員ID・パスワードがない場合は、各法人会事務局までお問い合わせください。

東法連HP 東法連 Twitter

第1回 (約30分)
東京国税局 課税第二部 消費税法 消費税法2次 新行国家審査 令和2年度税制改正等の概要 (消費税法関係)

第2回 (約20分)
東京国税局 課税第二部 法人税法 源泉所得控除等 田中税務官 決算法人説明会(法人税編) 法人税申告のポイント

第3回 (約40分)
東京国税局 課税第二部 法人税法 源泉所得控除等 田中税務官 決算法人説明会(法人税編) 法人税申告のポイント
監修: 一般社団法人 東京法人会連合会

動画で活用している資料も掲載しております！

決算法人説明会動画配信チラシ

東法連ホームページの会員専用ページから視聴可能となっており、視聴期限は令和3年の6月までとしている。

東法連は東京国税局の協力を得て、全法連作成の研修用テキスト「会社の決算・申告の実務(令和2年度版)」をベースに、3つの研修動画を作成した。

本動画は感染症対策により各種研修会等を例年通り開催できない状況にあるため、在宅でも視聴出来る動画として会員向けに作成したものである。

東法連ホームページに 税に関する動画を掲載

また、本助成金の東法連分の使途については、緊急時に単位会支援の財源として活用することが承

認された。具体的には、単位会の専務・局長が急な退職、病気になる際に、専務・局長経験者1〜2名を支援要員として、実際に単位会に支援に行った際の費用に充当すること等が挙げられた。

- ① 令和2年度税制改正等の概要(消費税法関係編) 約35分
- ② 決算法人説明会(源泉所得税編) 約20分
- ③ 決算法人説明会(法人税編) 約40分

成人に対する租税教育の重要性を解説
「税を考える週間」協賛講演会を開催



あいさつする
青柳晴久委員長

東法連では10月22日、TKP市ヶ谷カシミアレンスセンターで、「税を考える週間」協賛講演会を開催した。



講演する
酒井克彦氏

青柳晴久委員長(四谷法人会会長)のあいさつの後、講師の中央大学法科大学院法務研究科教授の酒井克彦氏から、「企業活動と税務コンプライアンス」成人に対する租税リテラシー教育」をテーマに講演を聴いた。

「納税意識の怪」納税に不満だがいくら払っているかわからない

講演では、最初に租税法主義について説明した後、納税意識に関する全世代のアンケート結果を紹介した。それによると、



講演を熱心に聴く参加者

「自分が納める税金について納得感があるですか?」の質問に対して、20代の7割が納得感がないと回答した。その理由は納税額が高いことが4割を占めているが、「昨年あなたはいくら所得税を納めたかご存じですか」という質問に対して、6割がいくら収めたのかわからないと回答していた。日本の税制に税金が高いと不満はあるが、実際にいくら納税しているかわからないという奇妙な状態の「納税意識の怪」と名付けた。こうした社会の一端である成人に納得感を持つてもらうことが出来るよう、税に対する理解を深めていく必要があるとして、特に20代の租税リテラシー教育が重要だと解説した。

その後、国税庁における税務コンプライアンスの取組を紹介した。

なお、本年度は感染症対策として、原則各会1名の出席としている。そのため、多くの会員が視聴できるように、東法連のホームページ内の会員専用ページに本講演の動画を掲載している。

東京国税局からののお知らせ

令和2年分確定申告期における税務署の閉庁日対応の実施について

東京国税局では、令和2年分確定申告期においても、次のとおり閉庁日対応を実施します。

○閉庁日対応を行う税務署

杉並、荻窪、豊島、板橋、葛飾、八王子、武蔵野、武蔵府中、町田、日野及び東村山税務署
次の税務署においては各合同会場で実施します。

合同会場(対象署: 麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島、江東西及び江東東税務署)

合同会場(対象署: 品川及び荏原税務署)

合同会場(対象署: 四谷、新宿及び中野税務署)

合同会場(対象署: 目黒、世田谷、北沢、玉川及び渋谷税務署)

合同会場(対象署: 大森、雪谷及び蒲田税務署)

合同会場(対象署: 王子及び荒川税務署)

合同会場(対象署: 練馬東及び練馬西税務署)

合同会場(対象署: 足立及び西新井税務署)

合同会場(対象署: 江戸川北及び江戸川南税務署)

合同会場(対象署: 立川及び青梅税務署)

○閉庁日対応を行う日 令和3年2月21日(日)及び2月28日(日)

○対応業務 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

※ 下線部は、税務署庁舎外の申告書作成会場で閉庁日対応を行う税務署を示す。

※ 閉庁日対応を行う税務署庁舎外の申告書作成会場及び合同会場の所在地等、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。